

様式第3号（第13条関係）

会議録

| | | |
|----------|---|--|
| 会議の名称 | 令和7年度第2回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会 | |
| 開催日時 | 令和8年3月3日（火）午後6時00分～午後6時25分 | |
| 開催場所 | 朝霞市役所 301会議室 | |
| 出席者の職・氏名 | 相河 孝充（副座長）、戸田 康之、高杉 充、鳥居 功、大村 直人 山崎 有里子、竹村 聡（座長）、大井田 和恵 | |
| 欠席者の職・氏名 | なし | |
| 議題 | （1）朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について （2）その他 ・市のイベントで手話通訳者の配置の検討の要望について （戸田委員） | |
| 会議資料 | 令和7年度第2回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会 次第 資料1 審議会等委員名簿 資料2 【令和7年度】朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針 に係る施策の実施状況（報告） | |
| 会議録の作成方針 | <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 要点記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） | |
| | 電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間 | <input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 |
| | 会議録の確認方法 構成員による確認 | |
| 傍聴者の数 | 0人 | |
| その他の必要事項 | | |

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎ 開会

○大井田委員

令和7年度第2回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会を開催いたします。皆様、こんにちは。本日はお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は司会を務めさせていただきます、障害福祉課の大井田です。よろしくお願いいたします。

本日は委員8人中8人が出席されておりますので、会議成立定足数である過半数を満たしていることをご報告いたします。

本日は、会議録作成の都合上、会議は録音させていただきます。また、発言の際には挙手の上、お名前を名乗ってからご発言くださるようお願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。今回は事前に配付できず、当日の配付となり、申し訳ありませんでした。

配付資料といたしましては、

令和7年度第2回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会次第

資料1 審議会等委員名簿

資料2【令和7年度】朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況（報告）

以上となりますが、不足等ございませんでしょうか。

それでは、朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会設置要領第3条第2項により、座長を障害福祉課長と定めておりますので、これより議事進行を竹村座長にお願いいたします。

○竹村委員（座長）

それでは、早速進めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。まず議事に入る前に、この懇談会は、原則、会議公開の立場をとっております。

傍聴人の方いらっしゃらないということでございますので、会議の途中でも傍聴希望者がいらっしゃった際には、随時入室許可をして参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次第に沿って進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎ 議題（1）「朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について」

○竹村委員（座長）

議題（1）「朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について」事務局から説明をお願いいたします。

○大井田委員

それでは、資料2をご用意ください。抜粋してご説明いたします。令和8年3月1日現在の状況です。

まず表の左側、事項1「日本手話の理解の促進及び普及を図るための施策」の（1）をご覧ください。こちらは取組として、2月7日に産業文化センターにおいて、講演会を開

催しました。内容は、昨年11月に東京2025デフリンピックが開催されましたので、日本代表として出場された鎌田真衣選手と北谷宏人選手のお二人に講師をお願いして、「東京2025デフリンピック」をテーマとして講演していただきました。

続きまして、事項2「日本手話による情報を得る機会の拡大のための施策」の(3)をご覧ください。10月15日から16日にかけて、障害者差別解消法及び日本手話言語条例に係る市の職員向けの研修を全3回実施しました。受講者は延べ189人でした。

続きまして、裏面の事項2の(6)その他をご覧ください。前回の懇談会でも少し話しましたが、令和7年8月25日から市役所本庁舎の代表電話に手話リンクを導入しました。市のホームページにアクセスしていただいて、そこからご利用いただく形になります。これまで毎月1件から5件程度の利用がある状況です。

続きまして、事項4「手話通訳者の養成及び確保のための施策」(1)をご覧ください。社会福祉協議会で実施している手話講習会ですが、今年度は前期の昼コースは「入門」で受講者14人、うち13人が修了しています。夜コースが「中級」で受講者12人、うち11人が修了しました。後期は昼コースが「基礎」で受講者が12人、夜コースは「通訳養成 前半」で受講者が6人受講しています。

朝霞市登録手話通訳者試験を12月に実施し、合格者が1名でて、現在朝霞市登録手話通訳者は11人となりました。

また、ろう通訳の派遣を行うため、今年度、ろう通訳者とフィーダーの養成を行いました。今後は令和8年度からろう通訳の派遣を開始する予定で考えています。

議題(1)については、以上となります。

○竹村委員(座長)

説明が終了しましたので、ただいまの説明について皆様からご質問ご意見などございますでしょうか。

私の方から、先ほどの説明に補足のような形ですけれども、皆様にご協力いただきまして、デフリンピック、朝霞市でも非常に機運が高まったというところで、ご参加いただいた皆様には本当にありがとうございます。おかげさまで、生涯学習課の方が報告会ということで4選手にも来ていただいて、非常に盛り上がった形で朝霞市も終わりを迎えられ、非常に良かったと考えております。

○相河委員(副座長)

ろう通訳者、フィーダーの養成講習会で16名の受講者がいたということですが、これは皆さんフィーダーの方か、それともろう通訳の方か。一緒にどのような講習をされたのでしょうか。

○大井田委員

ろう通訳者もフィーダーも含めて両方16名という形です。

○大村委員

ろう通訳者が9名、フィーダーが7名です。

○相河委員(副座長)

一緒に講習会を受けていますか。どんな形でやるのでしょうか。

○大村委員

はい。一緒に講習会を受けていました。講習は全て手話で進行するものになります。

○相河委員（副座長）

それで早速、もう4月から始まるんですね。

○竹村委員（座長）

一応4月からスタートしていただく予定で、いま手話通訳者等派遣事務所で準備の方を進めていただいている状況です。

○相河委員（副座長）

よかったですね。

○竹村委員（座長）

ほかにご質問は大丈夫でしょうか。次の議題に進ませていただければと思います。

◎ 議題（2）その他

○竹村委員（座長）

議題（2）その他について、戸田委員の方から事前に議題としていただきました。市のイベントで手話通訳者の配置の要望について、戸田委員ご説明をお願いします。

○戸田委員

事項2の（1）市主催の行事に手話通訳を配置すると記載してありますが、実際に昨年防災フェアというイベントがあったと思いますが、そこに手話通訳者が配置されていなかったです。行けば筆談で対応するというような形で返答はありましたが、実際にろう者がいきましたが、ろう者がいる、いない関係なく、手話通訳者を配置していただけた方が、すごく暮らしやすくなると思うので、そういった市の行事イベントなども他課に周知していただきたいと思います。

○大井田委員

手話通訳者の配置については、毎年、庁内に通知を出して周知依頼しております。その中には、市の開催するイベントや講演会の時に手話通訳者、要約筆記者などを配置することを内容に入れてあります。現状として、全てのイベントに配置することはできていない状況ではありますが、できる限り配置するように今後も周知していきたいと思っています。

○竹村委員（座長）

いま、防災フェアの話については、個別に障害福祉課の方にも話が上がってきておりますので、危機管理室の方には、そういった話があったので配慮していただきたいと申し入れをしているところでいます。

○戸田委員

ありがとうございます。

○竹村委員（座長）

今の戸田委員からの要望について、ほかにご質問、ご意見などございますでしょうか。

○戸田委員

市内の病院なんです、TMGあさか医療センターで、市外のろう者が実際に人間ドックを受けようと希望して申し込みしようと筆談で対応してもらいました。そのとき、人間ドックで筆談の対応が無理ですと手話通訳や家族に同行してほしいという内容を言われました。朝霞市内の病院にも合理的配慮として手話通訳、筆談などの対応をご理解していただけるように、少し周知していただけないでしょうか。病院には特にそういった周知をしていただきたい。実際にろう者が対応を断られてしまった、筆談を断られてしまったという現状がありますので、合理的配慮、障害者差別解消法を関連することなので、ぜひよろしくをお願いします。

○竹村委員（座長）

はい、ありがとうございます。いま、戸田委員の話も実際、市の障害者差別に関わる相談ということで、障害福祉課の方に直接連絡が入りました。こちらの方も実際、合理的配慮をする内容ではありますので、TMGに課から電話を入れて、合理的配慮をしていただけないかとお願いはさせていただいているところです。なので、同じ説明をするにしても、ちょっと説明が足りない状況で断られてしまったというように、受け取られてもおかしくない状況だったみたいなので、難しいのであれば、きちんと丁寧に説明をしていただいて、納得していただいた上で、他の病院を探していただけないかと、配慮をしていただきたいという話はさせていただいております。

○戸田委員

分かりました。ありがとうございます。

○竹村委員（座長）

その他に何かご質問などございますでしょうか。

○戸田委員

日本手話で情報を得る機会としてというところなんです、ろう通訳フィーダー養成講習会を開催しました。実際派遣をする予定でありますが、コミュニティ通訳として、病院で通訳することもあれば、翻訳という場面もあります。また、市長の定例会がありますので、動画に通訳を付けられます。いまは聞こえる通訳者が担当していただいておりますが、ろう通訳を付けることができます。事前に動画を撮影していただいて、後から付けるという方法であれば、文章、原稿を読んで、ろう通訳として翻訳して、手話動画を付けることができます。また市長の記者会見の動画においても、ろう通訳を付けることができそうなので、そのあたりを相談したいと思っています。

○竹村委員（座長）

ありがとうございます。我々としてもシティプロモーション課の方で、市長の記者会見ですとか、そういった時に、動画に手話を付けていただいているというのは承知しておりますので、それに関しては担当課の方に、ぜひろう通訳が始まるということであれば、その辺も含めてどのようにお願いしていくかというのは今後相談したいと思っております。

○戸田委員

分かりました。よろしくお願いします。

○竹村委員（座長）

この他にご意見とかありますでしょうか。なければ、市の方から皆様の方に1点ご質問とかお話をさせていただきたいことがありますので、松本の方から説明をさせていただきます。

○松本（事務局）

皆さんお疲れ様です。日本手話言語条例に関するイベントの一部ですが、市民向けの内容は7月下旬からの手話体験講座、もう1つが先日開催されました、手話言語条例講演会があります。この2つに関しては聴覚障害者協会、また手話サークルのご協力をいただきました。今後、この2つ以外のイベントができればと思い、事前にメールさせていただきました。映画「ぼくが生きている、ふたつの世界」という映画ですが、戸田委員と相河委員にメールをさせていただきました。その内容に対して戸田委員及び相河委員に何かご意見などあればお聞きしたいと思います。

○戸田委員

資料を送りいただき、ありがとうございます。内容をまだつかみきれていないので、改めて資料について説明していただいてもよろしいですか。

○松本（事務局）

市民対象の上映会なんですけど、団体や会社等から一緒にやりませんか、という案がきてます。例えば聴覚障害者協会と一緒にやりたい場合は、100人までを定員として5万5千円を支払えば、一緒に上映会を開催することができるような内容となっています。例えば「咲む（えむ）」の上映会のときは、ろうあ連盟の方にお金を支払ったと思います。それと同じような方法でこの映画も上映できればと思っています。

○戸田委員

今まで、聴覚障害者協会として、また手話サークルと一緒に上映会はやったことがあります。「咲む（えむ）」や「ヒゲの校長」などの映画上映会をしました。仕事内容というか運営するに当たって、負担が大きいと感じています。例えば、申し込みの受付、名前の確認、受付業務連絡の内容の確認、返事、入金とかの支払いの関係です。今回、民間企業と一緒にやる場合、どこまで事務負担をお願いできるのかというところが見通しがつかないです。それが分かった上で、改めて相河委員、手話サークルと聴覚障害者協会の方で、いま役員の数も少ないので、事務負担が少ないのであれば、前向きに検討できるかもしれません。5万5千円を支払いますよね。

○松本（事務局）

100人未満の場合は、そうです。超えた場合は1人につき550円加算して支払います。

○戸田委員

お金の問題もありますが、会場をどこにするのか。できるなら中央公民館。工事が終わった後にそのホールを使うのが一番良さそうかなと思っています。その辺りを含めて相談していただければいいですね。民間企業がどこまでやってもらえるのかということ

ろももう少し詳しく情報を頂いてから、検討したいと思います。

○相河委員（副座長）

映画は送っていただいた作品で、観るとすればその内容ですね。

○松本（事務局）

はい、そのとおりです。聴覚障害の関係の周知として、この映画が合っていると思うので、こちらを提案しました。

○竹村委員（座長）

いま松本の方からご紹介させていただいたものについて、実際に上映するにはなかなか難しい部分もあるかと思しますので、またご検討いただければと思います。

他に特になければ大丈夫でしょうか。

◎ 閉会

○竹村委員（座長）

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会を終了とさせていただきます。皆様、ありがとうございました。